

「南部防災センターの在り方」(案)に関する意見募集の実施結果について

1 概要

川崎市では、昭和 54 年に竣工した南部防災センターについて、現在有している「指定避難所」の機能を地域内で代替したうえで、令和 5 年度末をもって廃止し、解体の方向性とする旨を「南部防災センターの在り方」(案)として策定し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、4 通 8 件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	「南部防災センターの在り方」(案)の策定について市民の皆様からの御意見を募集します。
意見の募集期間	令和 5 年 11 月 28 日(火)から令和 5 年 12 月 27 日(水) (30 日間)
意見の提出方法	川崎市ホームページ、郵送又は持参、F A X
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・川崎市ホームページ・各区役所市政資料コーナー・かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎 2 階)・支所・出張所、図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)・危機管理本部危機管理部事業調整担当(川崎市役所本庁舎 6 階)
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・川崎市ホームページ・各区役所市政資料コーナー・かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎 2 階)・支所・出張所、図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)・危機管理本部危機管理部事業調整担当(川崎市役所本庁舎 6 階)

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		4通（8件）
内訳	ホームページ	1通（2件）
	郵送	3通（6件）
	持参	0通（0件）
	F A X	0通（0件）

4 意見の内容と対応

意見募集の結果、南部防災センターの防災機能の代替に関するものや、建物・敷地の管理に関する要望などが寄せられました。寄せられた意見は、要望や今後の参考とするものであったことから、案のとおり「南部防災センターの在り方」を策定します。

【意見に対する対応区分】

- A：意見を踏まえ反映したもの
- B：意見の趣旨が案に沿ったもの
- C：今後の参考とするもの
- D：質問・要望で案の内容を説明するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1)防災機能の代替に関すること	0	0	0	3	0	3
(2)建物・敷地の管理に関すること	0	0	2	1	0	3
(3)廃止・解体後の敷地の利活用に関すること	0	0	1	0	0	1
(4)事業の進め方に関すること	0	0	0	1	0	1
合計	0	0	3	5	0	8

(件)

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 防災機能の代替に関すること (3件)

NO	意見	市の考え方	対応区分
1	建設当時、南部防災センターは全市の防災拠点として位置づけられていたが、廃止とした場合に市の防災機能に支障はないのか。	南部防災センターについては、平成5年に市役所第3庁舎に防災センターが整備されたことに伴い、防災センターとしての役割を終えております。現在は、令和5年竣工の新本庁舎に防災センターが設置されているため、廃止による本市の防災機能への影響はないと考えております。	D
2	現在南部防災センターに保管されている備蓄品はどこに移設するのか。	南部防災センターの備蓄品については、代替となる東小田小学校の備蓄倉庫の容量に余裕がないため、一旦、川崎区の集中備蓄倉庫に移し、必要に応じて東小田小学校へ移管するなど柔軟に対応をまいります。	D
3	今年度中に避難所廃止ということとは、3/31までは使用するという事か？ 廃止に伴う手続きの段取りを教えてください。	廃止の日付については、「南部防災センターの在り方」の策定後に決定し、廃止日の公示をおこないます。また、避難所としての使用につきましては、公示した廃止日まで使用することとなります。なお、廃止に伴い必要となる事務手続き等については、関係する自主防災組織と調整をさせていただき予定です。	D

(2) 建物・敷地の管理に関すること (3件)

NO	意見	市の考え方	対応区分
1	南部防災センターの周辺は治安が良いとは言えないので、廃止後の建物・敷地の管理方法を配慮して検討してほしい。	南部防災センターの廃止後につきましては、地域の実情に配慮し、適切な建物・敷地の管理方法を検討してまいります。	C
2	南部防災センターがたまり場になっている状況もあり、敷地の管理をどのようにしていくかも検討してほしい。		
3	川崎市消防防災指導公社の所在地は南部防災センターとなっていますが、このような老朽化された施設を本部として、今まで問題なかったのでしょうか。また管理等はされていなかったのでしょうか。	消防指導公社へは、施設の一部を事務室として貸し出ししております。建物の管理については、当本部において管理しており、施設に損傷があった場合の修繕工事等、必要に応じて対応をしておりました。	D

(3) 廃止・解体後の敷地の利活用に関すること (1件)

NO	意見	市の考え方	対応区分
1	南部防災センター廃止・解体後の敷地の使われ方について、地域への説明がほしい。	南部防災センターの廃止・解体後の敷地の利活用については、「南部防災センターの在り方」と併せて検討を進めている「小田周辺戦略エリア整備プログラム」の中で、地域の課題解決等に向けた効果的な利活用を進めるための取組の方向性等について位置づけ、取組を推進してまいります。 今後、具体的に整備する施設等について検討するにあたっては、地域住民との意見交換の場など様々な機会を通じて、地域ニーズの把握に努めてまいります。	C

(4) 事業の進め方に関すること (1件)

NO	意見	市の考え方	対応区分
1	<p>老朽化によって機能は果たせず、建て替えは費用面からできず、避難先は代替地域を設定する。という内容だと思います。ここまで方針が定まって尚、市民に意見を聞く真意は何なのでしょう。もし、万が一、反対意見が多い場合には、建て替えや現状維持という方向性を模索されるのでしょうか。そもそも、このパブリックコメントは小田周辺戦略エリア整備プログラムに組み込んだほうが簡単だったと思いますが、担当する部局が異なるなどの理由でしょうか。</p>	<p>現在南部防災センターが有する「指定避難所」機能の代替については、地域の皆様に大きな影響を与えるものであり、廃止に至る経緯等を説明し、理解をいただくことが大切であると考えているため、パブリックコメントを実施したものです。</p> <p>また、パブリックコメントについては、小田周辺戦略エリア整備プログラムとの関連性を考慮し時期を合わせて行いましたが、ご意見を伺うポイントがより明確になるよう、個別にパブリックコメントを実施したものです。なお、相互に関連する意見については、関係部署間で共有しながら、市の考え方を整理しお示しするなど、十分に連携して取組を進めてまいります。</p>	D